

令和4年度

第5回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年8月5日(金)午前10時00分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 10名 欠席委員 3名

議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	神田三重子	○	11	河野 三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野 孝也	×	12	市成 信正	○
3	河野 利治	○	8	野間 保廣	○	13	和泉 陣	×
4	川野元憲司	○	9	宗 一則	○			
5	中野 正年	○	10	内田 勝夫	×			

事務局職員 3名

事務局長

塩崎 康弘

事務次長 應利 豪晋

総括主幹

伊藤 康輔

会議に付した事件

- 議案第31号 農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の設定について
- 議案第32号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第33号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第34号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 議案第35号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
- 議案第36号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）について
- 議案第37号 非農地証明願について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農業用施設の届出について
- (3) 農地所有適格法人に関する要件適格届出書について

開会 午前10時00分

局 長	皆さん、おはようございます。 それでは、令和4年度第5回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。 農業委員総数13名中、本日の出席委員10名、欠席委員3名で、過半数を超えております。 従いまして、農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。 なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく申し上げます。
議 長	皆さん、おはようございます。 ここ数日はコロナ禍が市内では昨日は43人、県下でも2300人台を推移し、引き続き大変な状況下であります。お盆休み等の帰省者が多い中、お互いに気を引き締めて行動いたしましょう。 それから、皆さん方には連日猛暑が続く中、耕作放棄地の調査をお願いしており、申し訳なく思っているところでございます。 本日の第5回総会も事前に議案内容説明書を配布しておりますので、それに沿って議事進行を行います。短時間で終わらせていただきたいと思いますので、皆さま方のご協力をお願いします。 それでは座って進行させていただきます。 ただ今から、令和4年度第5回豊後高田市農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。 慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。 よって議事録署名委員に、3番：河野利治委員及び4番：川野元憲司委員をお願いいたします。 なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆様のご協力をお願いします。 それでは議事に入ります。 議案第31号、農地法施行第17条第2項を適用する区域の設定についての審議を行います。事務局から提案いたします。
事務局	議案第31号、農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について次のとおり、別段の面積の指定を行いたいのので、意見を求めます。 議案書1ページです。 農地法施行規則第17条第2項の規定により、豊後高田市空き家バンクに

	登録されている空き家の所有者等が所有する農地で、空き家に付随する遊休農地の場合はその面積を下限の面積として指定するという運用をしています。 本件につきましても、空き家バンクに登録されている空き家に付随する遊休農地です。 はじめに、申請番号2の農地についてです。申請地は、■■■字■■■番外■筆、地目は畑、合計面積は1,095 m²の遊休農地です。 今回、別段の面積として指定し告示した場合、この農地に限り、農地として所有権を移転することができる下限面積が、農地の面積1,095 m²となり、購入者は高田区域の下限面積50a未満の耕作をする方であっても所有権移転することが可能となります。 次に申請番号3の農地についてです。申請地は、■■■字■■■番外■筆、地目は畑、合計面積は1,989 m²の遊休農地です。 今回、別段の面積として指定し告示した場合、この農地に限り、農地として所有権を移転することができる下限面積が、農地の面積1,989 m²となり、購入者は高田区域の下限面積50a未満の耕作をする方であっても所有権移転することが可能となります。 以上、ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問などのある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ご意見、ご異議がなければ、本案は、原案のとおり、区域の設定をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に議案第32号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についての審議を行います。事務局から提案いたします。
事務局	議案第32号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、許可申請がありましたので意見を求めます。2ページからになります。 申請番号24番、所在が■■■字■■■番■外■筆、地目は田と畑、合計面積が228 m²、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。 申請番号25番、所在が■■■字■■■番■外■筆、地目は田と畑、合計面積が4,619 m²、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の

■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号26番、所在が■字■番外■筆、地目は畑、合計面積が1,095㎡、渡人が■の■さん、受人が■の■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が新規就農で売買するものであります。

申請番号27番、所在が■字■番、地目は田、面積が2,019㎡、渡人が■の■さん、受人が■の■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。

申請番号28番、所在が■字■番外■筆、地目は田と畑、合計面積が7,351.39㎡、渡人が■の■さん、受人が■の■さんです。申請事由は、渡人が経営移譲、受人が経営継承で贈与するものであります。

申請番号29番、所在が■字■番外■筆、地目は畑、合計面積が1,192㎡、渡人が■の■さん、受人が■の■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が新規就農で売買するものであります。

申請番号30番、所在が■字■番、地目は畑、面積が797㎡、渡人が■の■さん、受人が■の■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が新規就農で売買するものであります。

申請番号31番、所在が■字■番、地目は田、面積が26㎡、渡人が■の■さん、受人が■の■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号32番、所在が■字■番、地目は田、面積が507㎡、渡人が■の■さん、受人が■の■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号33番、所在が■字■番、地目は畑、面積が411㎡、渡人が■の■さん、受人が■の■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号34番、所在が■字■番外■筆、地目は田と畑、合計面積が18,324㎡、渡人が■の■さん、受人が■の■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号35番、所在が■字■番、地目は田、面積が87㎡、渡人が■の■さん、受人が■の■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

以上、申請事案は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、

	ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 33 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についての審議を行います。 それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 33 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 6 ページからです。 申請番号 10 番、申請地は、 字 番 で地目は田、面積 339 m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第 3 種農地です。 都市計画の用途区分は、第 1 種低層住居専用地域に該当します。 転用の目的は一般住宅用地です。 市道 線と 線の交差点に位置し、北と東側は 、南と西側を に接しています。 譲受人は市内の看護師で、申請地に建築面積 94.64 m²の軽量鉄骨造平屋建て住宅を建築する計画です。 宅地造成についてですが、約 50 cm 盛土し整地する計画で、周囲にコンクリートブロックを設置するため、土砂等の流出や崩壊の恐れはないものと考えられます。 また、平屋であり、日照及び通風をさえぎる建築物ではなく、隣接農地もないことから周囲への影響はないものと考えられます。 生活雑排水は、公共下水道に放流し、雨水排水については、自然浸透のほかオーバーフロー分については西側にある既設の側溝へ放流する計画です。 申請者は現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有するものはいません。 農地法以外に、その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。 転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費として 円を見込んでおり、すべて借入で賄う予定で、金融機関が発行した仮審査応諾書の写しが添付されています。 工事期間は、許可日から令和 5 年 2 月 28 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。 許可基準は運用通知の許可基準第 2 の 1 の (1) のエの (イ)、第 3 種農

地の転用は許可をすることができるに該当します。

申請番号 11 番、申請地は、[] 字 [] 番 []、地目は畑、面積 461 m²の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第 2 種農地です。

転用目的は一般住宅用地です。

[] の北側約 [] m の場所に位置し、南に []、周囲を [] に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は申請地に隣接する宅地に住んでおり、親から申請地の贈与を受け、建築面積 64.52 m²の木造平屋建て住宅を増築する計画です。

現状のまま整地する計画で、土砂等の流出や崩壊の恐れはないものと考えられます。

平屋であり、日照及び通風をさえぎる建築物ではなく、周囲に農地がないことから影響はないものと考えられます。

生活雑排水は、既設住宅を介し西側の公共下水道に放流し、雨水排水についても、自然浸透のほかオーバーフロー分については西側にある既設の側溝へ放流する計画です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は [] 円であり、すべて預金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和 4 年 12 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第 2 の 1 の (1) のオの (イ) の b で、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

申請番号 12 番、申請地は、[] 字 [] 番 [] 外 [] 筆で、地目は田、合計面積 2,588 m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第 3 種農地です。

都市計画の用途区分は、準工業地域の特別用途地区に該当します。

転用の目的は資材置場用地です。

国道 213 号から市道 [] 線を [] 方面に進み、約 [] m の場所に位置し、北と東に []、南側は []、西側は [] と [] に接しています。

譲受人は、市内の土木業、自動車整備業者で申請地を資材置場に整備する計画です。

造成についてですが、約 30 cm 盛土し整地する計画で、別途、市が許可した事業許可書の写しが添付されています。

雨水排水については、自然浸透のほか、オーバーフロー分は、既設道路側溝に排水する計画で、隣接農地への影響はないものと考えられます。

申請者は現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、

議 長	ます。 建築物を設けないため、日照・通風の影響は認められません。 盛土は行わず、現状の地形のまま整地し、架台を設置して、その上に太陽光パネルを取り付け、周囲にネットフェンスを設置する計画です。 隣接農地はないため、周囲の営農に支障をきたす恐れはないものと考えられます。 事業予定地内には里道があり、事業実施について、里道を管理する豊後高田市耕地林業課等と協議しており、了承を得ているとのこと。 雨水排水は、自然浸透のほか、周囲の既設側溝に放流する計画で、流量計算書が添付されています。 申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。 また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。 転用に要する費用は、建築工事費として [REDACTED] 円を見込んでおり、法人の預金と借入で賄う計画で、金融機関が発行した残高証明書及び融資証明書が添付されています。 また、九州経済産業局の事業計画認定通知書の写し、及び九州電力株式会社からの工事費負担金の請求書の写しが添付されています。 工事期間は、許可後から令和5年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に行為されると判断できます。 なお、地元の推進委員からは現地確認の結果、問題ないとの意見を頂いております。 許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のオの(イ)で、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達することができない場合に該当します。 なお、コロナ対策のため、今回参加自粛をお願いしております地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員からは、現地確認の結果、問題ないとのこと意見を事前に伺っております。 ご審議の程よろしく申し上げます。 事務局の説明によりますと、現地調査および転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はなく、地元の農地利用最適化推進委員および農業委員の意見も、特に問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)

議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。 次に、議案第 35 号、農用地利用集積計画による所有権移転についての審議を行います。それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 35 号、農用地利用集積計画の決定について、議案書の 10 ページになります。農用地利用集積計画（案）についての権利種別は所有権移転になります。 申請番号 17 番、所在が ■ 字 ■ 番、地目が田、面積が 2,231 m²、渡人が ■ の ■ さん、受人が大分県農業農村振興公社です。 大分県農業農村振興公社が農地売買支援事業により、いったん農地所有し、将来的には地域の担い手へ売却するものです。 申請番号 18 番、所在が ■ 字 ■ 番、地目が田、面積が 1,068 m²、渡人が大分県農業農村振興公社、受人が ■ の ■ さんです。 大分県農業農村振興公社が農地売買支援事業により所有していた農地を地域の担い手へ売却するものです。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議はありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって本案は原案のとおり、認めることに決しました。次に議案第 36 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第 36 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。 お手元に配布してあります、別紙 A 3 用紙の貸付調書についてあわせてご覧ください。 別紙の農用地貸付調書をご覧ください。 1 ページ目で、借受者、 ■ さんに 3 件の合計面積が 5,461 m²の貸し付けが示されています。 以上、提案します。

議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを認めることにご異議はありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に議案第 37 号、非農地証明願についての審議を行います。 事務局から提案します。
事務局	議案第 37 号、非農地証明願についてです。 議案書 13 ページをご覧ください。 申請番号 21 番、所在が■■■■字■■■■番外■■筆で、地目は田と畑、合計面積 4,341 m²、申請人は、■■■■の■■■■さんです。 申請の内容は、昭和 60 年頃、前所有者である父が亡くなり山林化してしまった。相続後も耕作できずにいる。 今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 申請番号 22 番、所在が■■■■字■■■■番外■■筆で、地目は畑、合計面積 7,992 m²、申請人は、■■■■の■■■■さんです。 申請の内容は、昭和 60 年頃から耕作できなくなり山林化してしまった。 今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 申請番号 23 番、所在が■■■■字■■■■番■■で、地目は畑、面積 104 m²、申請人は、■■■■の■■■■さんです。 申請の内容は、前所有者が高齢のため、昭和 60 年頃から耕作できなくなり山林化してしまった。 今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 申請番号 24 番、所在が■■■■字■■■■番■■で、地目は畑、面積 1,203 m²、申請人は、■■■■の■■■■さんです。 申請の内容は、高齢のため、昭和 63 年頃から耕作できなくなり山林化してしまった。 今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。

	現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 申請番号 25 番、所在が■■字■■番■■で、地目は畑、面積 4,171 m²、申請人は、■■の■■さんです。 申請の内容は、耕作者が高齢で、昭和 60 年頃から耕作できなくなり山林化してしまった。 今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 申請番号 26 番、所在が■■字■■番■■で、地目は畑、面積 4,488 m²、申請人は、■■の■■さんです。 申請の内容は、耕作者が高齢で、昭和 60 年頃から耕作できなくなり山林化してしまった。 今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 以上です。 なお、コロナ対策のため、今回参加自粛をお願いしております地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の皆さんからは、現地確認の結果、問題ないとのご意見を事前に伺っております。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	事務局の調査では、申請内容に問題はなく、地元の農地利用最適化推進委員および農業委員の意見も、特に問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議はありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって本案は原案のとおり、認めることに決しました。 続きまして、報告事項に入ります。 報告事項(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、事務局から報告します。
事務局	報告事項(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、次のとおり通知がありましたので報告します。15 ページになります。 届出番号 8 番、所在が■■字■■番■■外■■筆、地目が畑で合計面積が 5,343 m²、貸人が■■の■■さんで、借人が■■の■■さんです。解約事由については貸人の都合により合意解約するものです。

	なお、本件は議案第 32 号の申請番号 34 番で審議いただいた農地の一部であります。 以上です。
議 長	この件について、ご質問等はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、次に、報告事項（２）農業用施設の届出について、事務局から報告します。
事務局	報告事項（２）農業用施設の届出について、次のとおり届出がありましたので報告します。16 ページになります。 施設番号 2、所有者は[]で、[]字[]番[]の畑に施設面積 162 ㎡の牛舎を建築したいとのことです。 施設番号 3、所有者は[]の[]さんで、[]字[]番[]の畑に施設面積 131.33 ㎡の農業用倉庫を建築したいとのことです。 以上です。
議 長	この件について、ご質問等はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、次に、報告事項（３）農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告します。
事務局	報告事項（３）農地法第 6 条第 1 項の規定により、農地所有適格法人から、次のとおり、報告書の提出がありましたので報告します。17 ページになります。 報告のありました農地所有適格法人は、[]と[]です。 内容等につきましては、議案書と一緒に配布してあります別紙の要件確認書のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。 以上であります。
議 長	この件についてご質問等はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、以上で本総会の議事がすべて終了しました。 これをもって、令和 4 年度豊後高田市農業委員会第 5 回総会を閉会します。お疲れ様でした。

その他、事務局より事務連絡などがあればお願いします。

その他の事項 (別紙配布)

(新型コロナウイルスに伴う総会時の対応等について)

(令和4年度農地パトロール結果の提出について)

(次回(令和4年度:第6回)総会について)

午前 10 時 22 分

令和4年8月5日